

4 章 施策の体系と展開

環境要素について環境目標を定め、その達成に向けて施策を展開していきます。

【施策の体系図】

見附市の 望ましい 環 境 像	基本目標		環境目標	
	分 野		環境要素（ ）は掲載ページ	
深呼吸したくなるまち見附 市民で守ろう見附の自然 こころはエコのど真ん中	1. 自然環境	人と自然が共生し、いきものの多様性を育むまちづくり	1.1 地形・地質 (P4-3)	特性に配慮し、地形・地質を守ります
			1.2 動植物 (P4-4)	自然生態系を守り、生物種の多様性を確保します
			1.3 里地・里山 (P4-5)	里地・里山を守り、自然とふれあう場を創出します
			1.4 農地 (P4-6)	人と自然が共存する農地を保全します
	2. 生活環境	安全・安心を確保して、健康やかに暮らせるまちづくり	2.1 大気 (P4-7)	快適な空気を守り、大切にします
			2.2 水質 (P4-9)	清らかな水を守り、大切にします
			2.3 騒音・振動・有害化学物質 (P4-10)	安らぎのある暮らしを守ります
			2.4 土壌・地下水 (P4-11)	土壌・地盤環境を守ります
			2.5 住環境 (P4-12)	住みよい環境を守ります
	3. 快適環境	良好な環境と歴史のある、心豊かに暮らせるまちづくり	3.1 緑地 (P4-13)	みどりが豊かなまちを創ります
			3.2 景観 (P4-14)	ふるさとの景観を保全します
			3.3 歴史・文化財 (P4-15)	歴史的・文化的遺産を保全し、継承します
			3.4 水辺環境 (P4-16)	水辺を市民のうるおい空間として創ります
	4. 循環型社会構築	『もったいない』の気持ちで廃棄物の減量化に取り組むまちづくり	4.1 3 R の推進 (P4-17)	3 R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進し、廃棄物の減量化を目指します
			4.2 廃棄物の適正処理 (P4-19)	適正な処理を推進し、清潔なまちを創ります
	5. 地球環境	地球を守るまちづくり	5.1 地球温暖化 (P4-21)	地球温暖化の防止に地域から貢献します
			5.2 資源・エネルギー (P4-23)	省エネルギー・省資源に努め、新エネルギー・未利用資源の有効活用を推進します
	6. 参加行動	環境を育み、交流するまちづくり	6.1 環境教育・学習 (P4-25)	環境意識と知恵を持ち、行動する人を育てます
			6.2 パートナースhip (P4-27)	各主体が連携・協力し合う環境ネットワークを創ります

施 策

①計画に基づく地形・地質の保全 ②自然景観の保全

①市内の自然生態系の把握 ②*在来種および既存生態系の保全
③自然保護意識育成とマナーの向上

①里地・里山の整備・保全 ②森林資源の積極的活用 ③里地・里山におけるふれあいの場の創出

①環境保全型農業の推進 ②農とふれあう場の創出 ③環境に配慮した生産基盤の整備
④農地の耕作放棄地対策の推進 ⑤有害鳥獣被害対策の推進

①大気環境の監視体制の構築 ②事業所等における大気汚染対策の推進 ③自動車排ガス対策の推進

①水質監視体制の整備 ②水環境対策の推進
③公共下水道・*農業集落排水事業・*合併処理浄化槽等の普及促進

①騒音監視体制の整備 ②住環境における騒音・振動対策の推進 ③化学物質対策の推進

①土壌・地下水の監視体制の整備 ②地下水のかん養

①生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進 ②*健幸住宅の推進

①緑地の総合的な整備・保全 ②公共空間の緑化の整備促進 ③市民・事業者の緑化活動の推進
④緑豊かな景観の創造

①里山景観の保全 ②街並みの保全

①歴史的・文化的遺産の保護・保全 ②伝統芸能・伝統行事の保存と伝承

①親水空間の整備・活用 ②水辺の生物の生息環境の保全・創出
③水辺の保全にかかる市民意識の向上

①リデュース・リユース・リサイクルの促進 ②ごみ減量化の推進 ③事業系ごみ減量化の促進
④環境教育・啓発活動による市民意識の向上

①廃棄物処理計画の推進 ②適正処理の推進 ③効率的な収集体制の構築
④清潔なまちづくりの推進

①計画的な地球温暖化対策の推進 ②事業者の地球温暖化対策の推進 ③家庭における地球温暖化対策の推進
④環境にやさしい交通体系の整備 ⑤環境負荷の少ない交通手段への転換促進
⑥地球規模の環境問題への対策

①省エネ・省資源意識の高揚と知識普及・啓発 ②新・省エネルギー計画の推進 ③工場やビル、住宅等の省エネルギー化の推進
④公共施設の新・省エネルギー化の推進 ⑤環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進 ⑥*バイオマス資源の利活用の推進
⑦水資源の保全と循環的利用の推進

①学校教育における環境教育の充実 ②地域社会における環境教育・学習の推進
③環境情報の収集・提供体制の構築 ④*地消地産および*食育・食農の推進

①市民への環境活動の支援 ②事業者への環境保全活動の支援 ③広域的な環境保全活動の推進

1. 自然環境：人と自然が共生し、いきものの多様性を育むまちづくり

見附市の望ましい環境像を実現するために、対象とする6つの分野とそれぞれの環境要素において具体的な施策を整理しました。市は、今後本計画に従って環境目標を達成するため、これらの施策の展開を図ります。さらに市民・事業者も、それぞれの環境への関わりと役割や責任を自覚し、協働して積極的な取り組みを行うことが必要です。

1. 自然環境

1.1 地形・地質

環境目標

特性に配慮し、地形・地質を守ります

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 地域特性を生かした景観づくりへの提案、協力を行います。
事業者	● 地域特性を生かした景観づくりへの提案、協力を行います。 ● 開発等を行う際は、地形・地質や景観に配慮した計画・設計等とします。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①計画に基づく地形・地質の保全	関係法令等により関係機関と連携し、豊かな自然景観等の保全に配慮します。	建設課 農林創生課
②自然景観の保全	自然に配慮した設計・工法を推進するとともに研究します。	建設課 農林創生課



大平森林公園

1.2 動植物

環境
目標

自然生態系を守り、生物種の多様性を確保します

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 野生の動植物を慈しみ、いきものの命を育む自然を大切にします。 ● ボランティアなどとして、自然環境の保全活動に参加・協力します。 ● 自然観察会や親子体験教室などに積極的に参加します。 ● 野生動植物の捕獲・採集の仕方など自然への接し方や、自然を利用するときなどの生態系保全のルールを学び、守ります。
事業者	● 事業計画の策定や実施にあたっては、野生動植物の生育環境へ配慮します。 ● 事業所周辺の自然に関心を持ち、自然保護や環境保全のための様々な活動を支援します。 ● 自然観察などのボランティアの育成に参加・協力します。 ● 農薬・化学肥料などによる生物への影響を最小限にするよう配慮します。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①市内の自然生態系の把握	市内の動植物の生態や植生について情報収集に努めます。	市民生活課
②在来種および既存生態系の保全	開発事業および造成工事の際に、地域の生態系に配慮した工法を選定・実施するように事業者を指導します。	建設課 農林創生課
	野生鳥獣の違法捕獲や無許可飼育の行政指導に努めます。	市民生活課
③自然保護意識育成とマナーの向上	生物愛護の精神を育むため、自然に関する学習活動やイベントを民間団体との連携により開催します。(指標)	市民生活課 まちづくり課 学校教育課
	*外来種移入の防止に関する普及啓発をチラシ・広報・ホームページなどを通じて行います。	市民生活課

※（指標）：具体的な取組指標として数値目標を設定している施策

1.3 里地・里山

環境目標

里地・里山を守り、自然とふれあう場を創出します

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 里地・里山、田園などの身近な自然を育みます。 ● *間伐・刈払いなどのボランティアに参加します。 ● 地域の植林活動や植物の保全活動などを通じて里地・里山保全に取り組みます。
事業者	● 開発などを行う際は、地域の自然環境に配慮した計画・設計等をします。 ● 樹林の管理や森林育成に協力します。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①里地・里山の整備・保全	里地・里山におけるポイ捨て、不法投棄などの防止対策を実施します。	市民生活課
②森林資源の積極的活用	遊歩道などの整備において、景観に配慮することが必要な場合は県産材の活用に努めます。	農林創生課 建設課
③里地・里山におけるふれあいの場の創出	来訪者との植栽活動や水芭蕉の保全活動を通して、里山の整備・保全に努めます。	建設課
	大平森林公園や水道山公園などの周辺における放置森林の整備保全を行い、森林の持つ多面的機能の向上に努めます。（指標）	農林創生課



植樹の様子



水道山・観音山のアジサイ

1.4 農 地

環 境
目 標

人と自然が共存する農地を保全します

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	地域全体で環境に配慮した農業を進めるため、地元農産物の地消地産に努めます。
事業者	- 農業者は、環境保全型農業の実践や、家畜排せつ物の適正処理などにより、農業による環境負荷の低減に努めます。 - 水源*かん養や生物の生息・生育空間の維持など、農地の持つ環境保全機能を発揮させるように配慮します。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①環境保全型農業の推進	農薬・化学肥料の使用を減じた環境保全型農業の取り組み面積の拡大を図ります。（指標）	農林創生課
②農とふれあう場の創出	農業体験プログラムなど、都市住民を対象とした交流プログラムを検討します。（指標）	農林創生課
③環境に配慮した生産基盤の整備	ほ場、農道、*かんがい排水などの農業農村整備にあたって、動植物への影響が懸念される箇所については、生息・生育環境の保全に配慮します。	農林創生課
④農地の耕作放棄地対策の推進	農業委員による農地パトロールの実施・指導や農業多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の実施により、耕作放棄地の拡大を防止します。	農林創生課 農業委員会
⑤有害鳥獣被害対策の推進	野生動物と共存を図りながら、農業被害を低減させるため、見附市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の捕獲に努めます。	農林創生課



農作業の状況

2. 生活環境

2.1 大 気

環 境
目 標

快適な空気を守り、大切にします

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 落ち葉や家庭ごみなどの野焼きは行わず、適正処理に努めます。 ● 通勤や通学、買物などの移動の際には、できるだけ自転車や公共交通を利用し、自動車排出ガスの発生抑制に努めます。 ● アイドリングストップなどの*エコドライブを実践します。
事業者	● 法令に基づく遵守義務はもとより、事業者による汚染物質の排出の自主削減を進めます。 ● アイドリングストップなどのエコドライブを実践します。 ● 業務用車両はこまめに点検、整備します。 ● *アスベストが使用されている建築物の解体・改修の際は、飛散防止対策を適切に実施します。



みつけレンタサイクル



みつけコミュニティバス

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①大気環境の監視体制の構築	大気汚染や悪臭防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。	市民生活課
	光化学スモッグ注意報の発令時の連絡体制を維持します。	
②事業所等における大気汚染対策の推進	野焼きなどの不適切な焼却の禁止およびごみの適正な処理方法について分かりやすく周知・指導します。	市民生活課
	ボイラーや焼却炉の適正な使用について新潟県とともに周知と指導を行います。（指標）	
	大気環境の改善を図るため、必要に応じて事業者との*公害防止協定を締結します。	
③自動車排ガス対策の推進	アイドリングストップなどのエコドライブに関する普及・啓発に努めます。（再掲）	市民生活課
	コミュニティバス、既存路線バスなどの公共交通の利用促進に努めます。（再掲）	企画調整課
	公用車に低公害車の導入を率先して取り組みます。	全課体制



野焼き

計画の基本的事項
1 章見附市の環境特性と課題
2 章計画の目標
3 章施策の体系と展開
4 章環境に配慮するための指針
5 章計画の推進
6 章

資料編

2.2 水 質

環 境
目 標

清らかな水を守り、大切にします

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 下水道への接続や浄化槽の設置・適正管理などにより、排水対策に努めます。 ● 家庭の台所から調理くずや油を流さないなど、生活排水の浄化に努めます。 ● 洗剤は自然に分解しやすいものを適量だけ使用します。 ● 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。
事業者	● 河川などへの放流水質を改善するため、発生源の汚濁負荷量の低減を図ります。 ● 排水処理施設の整備・点検を適切に実施します。 ● 事故発生時に有害物質などが流れ出ないように、危機管理体制を強化します。 ● 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①水質監視体制の整備	水質汚濁防止に向けて、新潟県など関係機関と連携し、対応していきます。（指標） 水環境の改善を図るため、必要に応じて事業者との公害防止協定を締結します。	市民生活課
②水環境対策の推進	家庭での使用済み食用油の回収など、普及・啓発に努めます。 市民との協働による河川の清掃・美化活動を推進します。（再掲）	市民生活課
③公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽等の普及促進	公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業区域における整備の推進に努めます。（指標） 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内における加入を促進します。（指標） 下水汚泥を堆肥化し、汚泥の利活用を推進します。 公共下水道や農業集落排水事業とともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。（指標）	上下水道局

2.3 騒音・振動・有害化学物質

環境
目標

安らぎのある暮らしを守ります

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 音響機器の使用やペットの鳴き声などに伴う生活騒音について、意識の向上を図りルールを守ります。 ● アイドリングストップなどのエコドライブを実践します。 ● 落ち葉や家庭ごみなどの野焼きは行わず、*ダイオキシン類の発生を抑制します。
事業者	● 環境関係法令を遵守し、騒音・振動、悪臭などの公害防止に努めます。 ● 化学物質の適正な自主管理や排出量などの報告を徹底するとともに、*リスクコミュニケーションを推進します。 ● 近隣住民と円滑なコミュニケーションを図りつつ、事業に伴う騒音の防止に努めます。 ● アイドリングストップなどのエコドライブを実践します。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①騒音監視体制の整備	幹線道路などの騒音測定を実施し、結果を公表します。 (指標)	市民生活課
	関係機関との連携を図り、工場や事業所への立入検査や改善指導に努めます。(指標)	
	騒音問題の改善を図るため、必要に応じて事業者との公害防止協定を締結します。	
②住環境における騒音・振動対策の推進	静かな住環境を守るため、アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発に努めます。	市民生活課
	テレビ、エアコンの室外機などの家庭音の騒音防止に努めます。	
③化学物質対策の推進	*環境ホルモンやダイオキシン類などの有害化学物質の情報収集を行い、市民への情報提供に努めます。	市民生活課
	化学物質の適正管理・使用について、県と連携し、事業者へ指導を行います。	

2.4 土壌・地下水

環境
目標

土壌・地盤環境を守ります

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 必要以上の融雪用水の汲み上げ抑制など、地盤沈下対策に協力します。 ● *雨水浸透ますの設置など、地下水のかん養に努めます。
事業者	● 法、条例に基づき、土壌・地下水汚染調査を実施し、浄化や汚染土壌の除去など必要な対策を講じます。 ● 地盤沈下を防止するため、地下水の揚水量の削減に努めます。 ● 雨水浸透施設の設置など、地下水のかん養に努めます。 ● 通路や駐車スペースへ*透水性舗装や透水性ブロックの使用を進めます。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①土壌・地下水の 監視体制の整備	土壌汚染の防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。	市民生活課
	地下水の汚染防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。(指標)	
②地下水のかん養	地下水かん養を図るため、透水性舗装について歩道等への施工を検討します。(再掲)	建設課
	地盤沈下の防止を図るため、地下水保全の重要性について周知します。	市民生活課 建設課



透水性舗装

2.5 住環境

環境
目標

住みよい環境を守ります

■ 市民・事業者の役割

	主 体	役 割
新	市 民	● 各地域でのパトロールや情報交換などにより空き家問題の発生抑制に協力します。 ● 空き家等の適正管理や利活用の推進への取り組みに協力します。 ● 高気密・高断熱住宅など、省エネルギーに配慮した住宅の新築や増改築、太陽光発電等の省エネルギー機器の導入に努めます。
新	事業者	● 空き家等の適正管理や利活用の推進への取り組みに協力します。 ● 空き家等の所有者等が実施する対策事業に対して、専門的な情報や技術支援等の協力体制を構築します。 ● 高気密・高断熱住宅など、省エネルギーに配慮した住宅の新築や増改築に対して、専門的な情報や技術支援等の協力体制の構築に努めます。

■ 施 策

	施 策	具体的な行動	担当課
新	①生活環境の保全 及び安全安心な まちづくりの推進	老朽危険空き家(特定空家)等を認定し、その解消に向けて各種専門家の助言を得ながら早期解決に努めます。(指標)	市民生活課
		空き家の利活用を図るため、関係機関と連携し、対応していきます。	企画調整課 建設課 市民生活課
新	②健幸住宅の推進	*見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準等に沿った高気密・高断熱住宅の新築や増改築に対し、補助を行うなどして啓発・推進します。	企画調整課 建設課



健幸住宅のモデルハウス

3. 快適環境

3.1 緑地

環境
目標

みどりが豊かなまちを創ります

■ 市民・事業者の役割

主 体	役 割
市 民	● 住宅の敷地内緑化や生け垣化に積極的に取り組みます。 ● 所有または管理している土地の既存樹林の保全に努めます。 ● 地域での緑化活動に協力、参加します。
事業者	● 建物の敷地や屋上などを活用した緑化を推進するとともに、地域の緑化活動への協力を行います。 ● 所有または管理している土地の既存樹林の保全に努めます。

■ 施 策

施 策	具体的な行動	担当課
①緑地の総合的な整備・保全	自然や地域ニーズに配慮した公園整備を推進します。 (*ポケットパークを含む) (指標)	建設課
	市民が安心し、かつ積極的に公園・緑地を利用してもらうための維持管理を推進します。	市民生活課
②公共空間の緑化の整備促進	学校や公共施設において、花壇やプランター等による植栽活動を支援します。	まちづくり課 建設課 健康福祉課 こども課 学校教育課 教育総務課
	公共の緑地や植樹帯、街路樹などの管理を市民と協働で実施します。	建設課
	*ナーセリー(育苗)施設の運営により、市内の公共施設や市民団体に花苗を供給し、緑化活動を支援することで緑豊かなまちを造ります。	
③市民・事業者の緑化活動の推進	公園などの施設において、植栽メンテナンスイベントを実施し、緑化活動への参加を推進します。	建設課
	お花いっぱいコンテストを実施し、花による景観形成と緑化活動への意識の向上に努めます。(指標)	
④緑豊かな景観の創造	街路樹の適切な管理を推進し、緑あふれる景観を形成します。	建設課